

## 第 9 5 号議案

足立区義務教育施設建設資金積立基金条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区義務教育施設建設資金積立基金条例の一部を改正する条例  
足立区義務教育施設建設資金積立基金条例（平成 4 年足立区条例第 3  
3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区義務教育施設建設等資金積立基金条例

第 1 条中「義務教育施設建設の」を「義務教育施設建設及び義務教育  
において情報通信技術を活用するための義務教育施設等の整備（以下「教  
育 I C T 環境整備」という。）の」に、「足立区義務教育施設建設資金  
積立基金」を「足立区義務教育施設建設等資金積立基金」に改める。

第 6 条中「義務教育施設建設資金」を「義務教育施設建設又は教育 I  
C T 環境整備の資金」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

足立区義務教育施設建設資金積立基金の設置の目的に義務教育におい  
て情報通信技術を活用するための義務教育施設等の整備を加えるほか、  
規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。